

報 道 資 料

平成28年12月27日
奈良県健康福祉部こども・女性局
子育て支援課
担当：正垣、森田
0742-27-8606 または内線 2885

特別児童扶養手当にかかる不適正な事務処理について

特別児童扶養手当の支給等の事務について、適切に事務処理を行わなかったことにより、平成23年度から平成28年度において、一部の受給者（62名）に対し、過払返納金を請求していなかった事案や手当の支払が漏れていた事案等（64件）があったことが判明しました。（別紙参照）

過払返納金の未請求や手当の支払漏れの対象となりました受給者の皆様には、深くお詫び申し上げます。また、今回の事案により、県民の皆様に対し、県政に対する信用を著しく失墜させたことを深く反省し、再発防止策を早急に講じてまいります。

1 概要

平成23年度から平成28年度において、特別児童扶養手当の受給者に対する過払返納金の未請求、手当の支払漏れ及び事務処理漏れの事案があったことが判明しました。

(1) 過払返納金の未請求事案（43件）

- ① 過払返納金にかかる事務処理の漏れにより、26件について、過払返納金の請求が生じた。
- ② 同手当額改定月等を誤って処理したため、17件について、過払返納金の請求が生じた。

(2) 手当の支払漏れ事案（6件）

- ① 手当の支払にかかる事務処理の漏れにより、2件について、手当の支払が行われていなかった。
- ② 同手当額改定月等を誤って処理したため、4件について、手当の支払いが行われていなかった。

(3) 支給額に変更のない事務処理漏れ事案（15件）

支給額に変更は生じないが、15件について、電算処理等の事務処理が漏れていた。

※受給対象者数 62名

1名の受給者について、過払返納金の未請求1件と、手当の支払漏れ2件が生じていたため。

2 経緯

- (1) 平成28年10月5日、受給者A氏より、督促誤りの連絡があり、調査確認の結果、誤りが判明。平成28年10月18日、A氏に謝罪し、事務処理は完了。
- (2) この事案をうけ、他にも同様の事例がないかどうかについて、書類が保管されている平成23年度から平成28年度に行った資格喪失等の処理に関する確認作業を実施。
- (3) 平成28年11月30日、別の受給者B氏より、手当の支払漏れの連絡があったため、その他の変更届に関する処理も含め、対象を拡大して調査を実施。
- (4) 以上の調査により、上記2件以外にも不適正な事務処理が行われていたことが判明。
(別紙参照)

3 原因

- 障害程度非該当であったにも関わらず、資格喪失に伴う処理を行っていなかった。
- 手当額改定を行う開始月の認定を誤っていた。
- 所得制限による支払停止及び解除に必要な処理を行っていなかった。
- 他府県からの転入・転出時の確認を誤っていた。
- 受給資格喪失となったにも関わらず、必要な処理を行っていなかった。

4 対象者への対応

- 今後、速やかに連絡し、説明と謝罪を行う。
- 過払返納金の請求が漏れていた方については、速やかに請求手続きを行い、返還を依頼。
- 手当の支払が漏れていた方については、速やかに支払の手続きをとっている。

5 再発防止策

- (1) 事務処理状況確認の徹底
 - ・ 受付処理状況確認簿の作成
 - ・ 受付処理内容の確認
 - ・ 処理後の内容の確認
 - ・ 定期的な処理状況の確認
- (2) 事務処理マニュアルの見直し
 - ・ 事務処理フローの再確認
- (3) OJTによる職員育成
 - ・ 課内の全職員に対し、特別児童扶養手当の制度、処理内容についての研修実施
 - ・ 職員の書類整理の徹底

別紙

特別児童扶養手当の不適正な事務処理の内訳

1. 過払返納金の未請求	<u>43件</u>	<u>1,717,270円</u>
(1) 返納事務処理漏れ	26件	1,265,730円
(2) 改定月等の誤り	17件	451,540円
2. 手当の支払漏れ	<u>6件</u>	<u>663,590円</u>
(1) 事務処理漏れ	2件	546,640円
(2) 改定月等の誤り	4件	116,950円
3. 支給額に変更のない事務処理漏れ	<u>15件</u>	
4. その他		
過払返納金の未請求事案のうち時効となったもの	<u>4件</u>	<u>101,300円</u>

《参考》

【特別児童扶養手当】

20歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父や母、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

- 1 県の認定・支給対象：全市町村
- 2 受給者数 4,376名（平成28年9月30日現在）
- 3 手当額（月額 手当の財源は全額国庫）

障害程度	手当額（児童1人あたり）
1級	51,500円
2級	34,300円

- 4 支払期：4月期（12～3月分）、8月期（4～7月分）、12月期（8～11月分）
- 5 支払手続き：支払月の15営業日前（約3週間前）までに、県から国へ支払に関するデータを提出し、国が支給対象者への振込手続きを行う。
所要の手続きの一つとして、障害程度の再認定が必要な場合有り。